

令和 7 年 10 月 1 日

法務省民事局商事課 御中

日本司法書士会連合会
会長 小 澤 吉 徳

「供託規則の一部を改正する省令案」に関する意見

当連合会は、標記について、次のとおり意見を申し述べる。

(1) 代理人の権限を証する書面の原本還付に関する改正（本規則案第 9 条の 2 関係）

＜意見＞

賛成する。

＜理由＞

委任による代理人の権限を証する書面については、当該請求のためにのみ作成されたものを除き、原本還付を認めるものであり（本規則案第 9 条の 2 ただし書）、継続的に発生する供託手続を特定の代理人に一括して委任する場合など、利用者の事務負担の軽減に資する改正であると考える。

(2) 供託金払渡請求書の記載事項等に関する改正（本規則案第 22 条、第 25 号書式、第 30 号書式関係）

＜意見＞

賛成する。

＜理由＞

小切手交付を原則とする現行の規律（本規則案第 28 条）を見直すとともに、小切手交付を預貯金等と同列の選択方式として供託金払渡請求書の記載事項に反映するものであり（本規則案第 22 条）、預貯金払いが広く利用される現状に即した改正であるものと評価することができる。さらに、約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行うという政府方針（内閣官房「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」IV.5（3）⑨）とも整合的であるといえる。

(3) 代理人の預貯金に振り込む方法により払渡しを受けようとする場合の添付書類に関する改正（本規則案第 26 条関係）

＜意見＞

請求者の意思確認の観点から、継続的な検証と慎重な審査が行われることを条件に、賛成する。

<理由>

代理人口座への振込みによる払渡請求について、小切手の振出し等の他の方式と同様に、官公署交付の供託原因消証明書又は支払証明書（本規則案第 30 条第 1 項）の添付による印鑑証明書の添付省略（本規則案第 26 条第 3 項第 4 号・第 5 号）の適用対象とするものであり、払渡しの方式による取扱いの差異を解消する改正であるものと評価することができる。

もっとも、代理人口座への振込みについては、本人口座への振込みと比べ、払渡請求が真に請求者の意思に基づくものであるかの確認の必要性が相対的に高いといえる。そのため、印鑑証明書の添付省略となったとしても、請求者の意思確認が十分であるかについては継続的な検証と慎重な審査が行われることを求める。